

IV 交通安全領域における組織活動

1 教職員研修の充実

(1) 交通安全に関わる情報の共有

教職員は交通安全に関する法律やその改正について、十分理解しておく必要がある。発達段階に応じて、法に定められたルールを直接指導したり、そのルールを踏まえて、児童生徒等がとるべき安全な行動について指導する必要がある。

交通安全に関わる法律や計画は以下のものがあげられる。

- 「道路交通法」
- 「交通安全教育指針」 国家公安委員会告示
- 「第9次京都府交通安全計画」
- 「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」
- 「京都府自転車安全利用促進計画」 等

また、財団法人日本交通安全教育普及協会のホームページでは、交通安全指導例が閲覧できるので、指導の参考にすることができる。

2 家庭、PTA、地域社会や地域関係機関等との連携

(1) 地域関係機関・団体との連携

学校における交通安全教育、交通安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を普段から進めておくことが大切である。

ア 交通安全指導

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、交通安全教室等の機会に地域の協力者の参加を得ることで、顔合わせにもなり、安全管理の面からも大切な機会となる。

<連絡先>

- (ア) 各地域の警察署
- (イ) 自治体や民間の関係団体
- (ウ) 保護者や地域の人々で組織する団体

イ 登下校時の安全確保

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等危険動物の出没、その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域の人々、近隣学校等と連絡を取り、協力を得る必要がある。また、地震、津波や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの地域関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

<連携先>

- (ア) 地域の警察署・消防署、府や市町村の関係部局
- (イ) スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等で組織する団体
- (ウ) 近隣の学校等

(2) P T A 活動

P T A活動としては以下のようなことが考えられる。

ア P T A広報紙やステッカー、標語ポスターなどの活用による交通安全教育の普及・啓発

イ 交通事故発生等の危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）

ウ 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロールの実施

(3) バイク「4ない運動プラス1」

京都府では、府立高等学校P T A連合会がバイク「4ない運動プラス1」を策定し、各府立高等学校P T Aが推進している。各高等学校ではその趣旨を踏まえ、二輪車についての指導を行うことが重要である。

4 ない運動プラス1

バイクに乗らない

バイクを買わない

免許を取らない

バイクに乗せてもらわない

プラス1： 子どもの要求に負けない